

(様式第1号)

令和元年度 第1回 芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会 会議録

日 時	令和元年8月23日 金曜日 午後1時30分～3時20分
場 所	東館3階 大会議室
出席者	会 長 木下 隆志 副 会 長 森川 太一郎 委 員 土田 陽三 北尾 文孝 杉田 俱子 木村 嘉孝 朝倉 己作 齊藤 登 草野 智和 脇 朋美 藤川 喜正 三芳 学 安達 昌宏 欠席委員 山本 公彦 杉江 東彦 田中 友巳 山中 厚子 園田 伊都子 藤永 紀代美 北野 章 事 務 局 障害福祉課 柏原 由紀 長谷 啓弘 梶井 大輔 古川 寧子 三浦 健太郎 関 係 課 地域福祉課 小川 智瑞子 吉川 里香
事 務 局	障害福祉課
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	0 人

1 会議次第

(1)開会

開始時点で20人中13人の委員の出席により成立

(2)委員委嘱

(3)委員及び事務局の紹介

(4)議事

①障がい者差別解消関連条例について

②作業部会について

(5)その他

(6)閉会

2 提出資料

資料1 「令和元年度 芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会委員名簿」

資料2-1 障がい者差別解消条例案の取組状況について

資料2-2 芦屋市障がい者差別解消関連条例 作成スケジュール (案)

資料2-3 障がい者差別解消条例案の要点と特徴について

資料3 作業部会 (差別解消プロモーションチーム) 名簿

3 審議経過

(1) 障がい者差別解消関連条例について

事務局より①障がい者差別解消関連条例について、②スケジュールについて、③障がい者差別解消条例案の要点と特徴について説明

(木下会長)

確認を致します。これまでの取組というところで、**資料2-1**を見て頂きますと、中央あたりに視察結果についてということで、先行市の明石市や和歌山市は独特の特徴がありました。明石市は財政的支援の一つとしてコミュニケーションボードというのを意思疎通支援の方法の一つとして配布していました。和歌山市は、コミュニケーションカードというイラストを指して相手とコミュニケーションが取れるカードを作成しており、大きさで言うとスマホより少し大きなものでカラーのハードブックです。これを見せると凡そ何が言いたいのかわかるようになっており、それを当事者がお店や行政窓口を持参されそれを見せると伝えたいことが分かるという、そういったものを作っておられました。なかなか可愛くてお洒落なカードで、サンプルとして拝借してきました。これらは財政的な支援の一つの例ですが、これ以外に例えば明石市は、上限はありますがスロープとか手すりの設置に関する助成をしているとお聞きしました。2つ目にあっせんの実態についてとありますが、実際に差別が起こっているという申し出があった場合にどのように解決していくかというのがこのあっせんの実態についてというところですね。実際には裁判や紛争になって市や県のような機関が関与した大々的な事案というのは視察の中には一つもありませんでした。ボタンの掛け違いのようなどころも多少ありますし、理解不足のところもあるので、市が仲介役として事業所へ説明に行ったり、解釈について当人同士で話し合うなどで、ほぼ100%の事案が解決するということでした。こうした他市の状況を鑑みますと、敢えてあっせんをする機関というのが、この小さな芦屋市で必要か？という話です。3つ目の普及啓発の取組というところですが、これについてはおそらく事前に事務局から各団体へ説明があったかと思います。条例を作るのはいいがその後の運用はどうするのか、定着が課題だという話を伺っています。普及啓発の課題は明石市や和歌山市など先進市と言われている団体も課題であるとおっしゃっておられました。作った後は勝手に広がっていくというものではありませんので、作った後に講習会やリーフレットを作るのか、あるいは研修会など教育的な催しをするのか、フォーラムをするのか等いろいろな方法があるかと思いますが、どのような手法で定着させるかという課題がありますというのが①②③の内容です。**資料2-2**のスケジュールですがこちらも一度確認をさせていただきます。本日8月のところで記載しておりますとおり協議会を設けております。本日皆さんの了承を得て作業部会を発足させるわけですが、こちらで芦

屋市版の条例素案を年内に作るとなれば、下段の12月のところに第2回協議会開催（予定）と記載しておりますとおり、申し訳ございませんが12月中にもう一度お集まり頂かなければなりません。この時点でほぼ確定したものを皆さんにお見せすることができれば、次の段階として市の不おz区期間であります社会福祉審議会に条例案を諮ります。そして来年2月に議会へ提出しまして議決されれば、3か月の周知期間を設けたのちの7月に施行という説明がありました。そして最後に、先程の①②と関連するわけですが障がい者差別解消条例案の要点と特徴としてまとめられた資料2-3について、事務局の方から本日皆さんに議論をしてくださいというものです。項番1に条例案の要点とありますが、①から③は要点ですので必ず条例に盛り込む内容です。簡単に説明しますと①は条例の目的としては共生社会を実現しますということ、②は差別をしてはいけません。その差別の種類として直接差別と合理的配慮の提供の2つを規定しているということ。では差別をしてはいけないという内容について、その必要な取組として③理解啓発と合理的配慮の提供が必要であるという3段階で条例は構成されております。この①から③の内容については必ず記載させていただきま。項番2の条例案の特徴というのは先ほどの①から③の明石市や和歌山市の話とリンクするところで本日協議して頂きたい内容の主なところになります。①は合理的配慮の提供促進等についてという書き方をしております、具体的な支援の検討ですとか、公正・公平な制度設計が課題となっておりますが、財政支援も含めここで検討したいということです。もちろん、それ以外の支援の中身であるとか、どのようなことができるのかについても検討課題だと思います。②の差別事案の対応についてということで、先程申し上げたように、あっせん事例が少ないところで紛争解決の方法を取っていくべきなのかというようなことになろうかと思。少なくとも、解決をする組織がなかったとしても、相談ができて仲介ができるような機関がどこか必要であろうと思。そのあたりをどのようにするのが②の話になります。③ですがここも具体的には書いておりませんが、事務局より条例を制定した自治体の一覧をまとめた資料が配布されておりますので、それをご覧ください。別府市では防災に関する合理的配慮の提供について記載があります。9つの団体のうち、防災を謳っているのは別府市だけです。こういった防災に類似するもの等について条文に入れた方がよいのかというようなことも検討したいというのが意図です。一方では具体的に防災を差別解消に入れると逆の弊害があるかもしれないという概念もあります。例えば、他の条例は防災を謳っていない中で差別解消に関しては防災を謳うとすると、整合性の問題もでてくるので、その点については課題もあると思。そこで条例で謳うのではなく、ガイドラインとして、法律の細則のようなもので謳うことで対応できるかもしれないので検討しているという説明でした。それではご意見賜りたいと思。ので宜しくお願いたします。

(草野委員)

「あっせん」というのは市が介入するのですか。

(事務局)

市が介入するから「あっせん」というわけではなく、法的な「あっせん」を想定しています。我々はそのような手続きによらなくとも、より簡易な手続きの中で問題解決できないか検討したいと考えております。「あっせん」以外の手続においても行政は関与することになるかと思えます。

(草野委員)

「あっせん」というのがピンとこない。全国的にも例がないということですのでわかりませんが、事例が少ないにも関わらず紛争解決手段が必要という理屈も分からないのです。第三者による解決というのであれば、第三者とはどういうものなのかということと、第三者を介入せずに解決するというのは当事者同士の話し合いということでしょうか。それ以外の調整手続という条例案の特徴の②がわかりづらいのですが。

(事務局)

想定している第三者というのは、この協議会とか作業部会とか、障害福祉課や行政ではなく、第三者的な視点のある方が間に入ることを想定しております。あっせんによらない方式で当事者同意というお話もありましたが、当事者同士ではどうしても軋轢が生まれるので、当事者のお話を伺いながら、もう一方の当事者にお話するような形で進めていくことを想定しております。余談になりますが、明石市や和歌山市からお話お伺いしたところでは、差別の訴えについては、民間事業者さんを相手とする事例よりも警察や福祉以外の行政部門で合理的配慮を提供する義務を負っているところが当事者となった例があると伺っております。

(朝倉委員)

うちの子どもが差別にあった時に、就業・生活支援センターの藤川委員に相談に行きましたよね。そういう相談は役所へは報告していないですよね。

(藤川委員)

それはないですね。

(朝倉委員)

明石市もそうだと思いますよ。藤川さんの職場の窓口でも差別案件はいくらでも受けられていると思います。私が相談してもそれぞれの事案を担当する窓口止まりで、明石市も役所までには連絡は行ってないわけで、事実としてなかったことになっているのだと思います。

(草野委員)

「あっせん」という形でその第三者が入って事案を解決する事の何が悪いのかわかりませんし、お互いの意思の齟齬があるから問題が発生するわけで、それをかみ砕く

第三者がいた方が相互理解が膨らむと思いますが、それが悪いわけではないでしょうが、あっせんという言葉は悪い響きがあるように感じます。それに先ほど朝倉委員からあっせん事例が少ないというのは、実はそれはカウントされていないだけということが実情であるのであれば、何とかしなければならないと思います。それを市がすべて汲み上げれるか、市にどう報告するか、それは別に市が悪いわけではないと思うのです。市が条例を作る制定するに当たって、必要な組織を作るというのは今後検討されるかもしれませんが、市が取り組むのはすごくいいことだと思います。

(齋藤委員)

弁護士をされている森川委員にお尋ねします。労働者と雇用者との間で揉めることがよくありますよね。その時は、調定からあっせんを経て裁判という流れになりますが、これと同じ意味であると考えているのですがいかがでしょうか。

(森川副会長)

そうですね。調定は話し合いで自主的な解決を図りましょうというものに対して、あっせんは、調定を続けたけれどもなかなか解決しない時に、調停委員の役割を担当している部署があっせん案、つまりは調停案を出します。それでそのあっせん案を受け入れるかどうかという手続きを指しています。ここでいうあっせんというのは正にここでいう、あっせん案を出すかどうかというところに係ってくるのかなと思います。配布資料の明石市や和歌山市のあっせんに関する条例のところを見ると、あっせん案を市長が提示できる構成になっていると思います。あっせん案を受け入れるかどうかは当事者が決めることになりますが、そのあっせん案を正当な理由がないにも関わらず受け入れないとなれば、市長がそのあっせん案を受け入れるように勧告して、勧告に対しても正当な理由がないにも関わらず受け入れない時にはその事案の勧告の内容を公表できると、かなり差別をしたとされる当事者にとっては影響が大きいようになっているようです。そのあたりはあっせん相談との大きな違いであると思います。

(木下会長)

皆さん如何でしょうか。今②の話を見せて頂いておりますが、これに関するところでも結構ですし、②以外の件でも何かご意見はありますか。

(三芳委員)

相談支援事業でも関連することかもしれませんので伺いますが、明石市や和歌山市でコミュニケーションボードやコミュニケーションカードを作成して、配布することで普及啓発をしているとのことですが、対象者はどのような人でしょうか。

(事務局)

商工会・観光協会を中心にお話伺われたということでした。手ぶらで行っても話を伺ってもらえない。具体的にどのように進めれば啓発できるのかというツールとして、コミュニケーションカード等を作って持参したと伺っています。啓発先としては、

旅館とかお店の他、公共交通機関にも伺ってお話しされたと聞いております。

(木下会長)

コミュニケーションボードとは、タブレットなんですよ？

(事務局)

金額的にはそのようなものになると思います。明石市は財政的措置の予算的には、制度当初から3年間の推移では280万円・150万円・360万円を執行しているそうです。

(草野委員)

普及啓発のために配布しているのですか。

(木下会長)

お店で使ってください、ということですね。

(草野委員)

これは障がいのある人が持って行動するのではなく、店側に設置して使ってくださいというものなのですか。

(事務局)

あくまで配布ではなく、助成であったと思います。事業者側が幾分か負担し、行政側が7・8割程度負担するもので、お店においていただきそのようなツールを使ってコミュニケーションを図ることを目的としています。

(草野委員)

なぜ障がいのある人個人に助成しないのですか。場所においておくよりも個人に渡した方がいいのではないですか。

(事務局)

意思疎通が困難な人といっても、障がいは様々であるかと思いますが、例えば聴覚に障がいのある人については手話通訳士の派遣であるとか個別の対応は既にしております。しかし今回の差別解消法では合理的配慮を事業者側が提供することが義務となっておりますことから、提供しやすい環境を整える事及びこのような活動を通じて差別解消に関する普及啓発を促進していきたいという考えで明石市は財政的な支援を進めておられます。よって、個別の配慮はそれとして施策はありますが、ここでいう財政的支援については事業者側の合理的配慮の提供義務の負担軽減のものとしてご理解ください。

(木下会長)

自身が努力して環境に適応するべきではないかという考え方が一方で、環境側が調整して合理的配慮を提供するという考え方もあります。例えば日本に住みたくても上手に日本語を使うことが出来ず意思疎通ができない人のために、通訳を配置してコミュニケーションを円滑にし、社会的障壁を除去しようというのは、環境側に問題

があるので環境側が配慮しようという観点に立っています。階段のあるお店に車いすの人は入れません、なのでスロープを付けてくれたらいいのにとか、行政も含めてサービスを提供する側が多様な方に利用できる配慮を提供するというのが合理的配慮のイメージなんです。タブレットとなると双方持てるものなのでわかりにくかったかもしれません。

(草野委員)

階段やスロープの話は提供する側が用意しなければならないことなので例としてはすごくわかりやすいです。それを提供側が率先して用意するというのは分かるのですが、そのものというのは個人で持っていただいて使い慣れたものを提供側に示してもらえればすぐに対応できるし、先程の話のようにサービスを提供する側の意識を啓発しなければいけないというのでこれを作るというのはとても良く理解できます。

(安達委員)

ご理解のとおりだと思います。それを行政側で「こちらのお店ではこういう配慮をしています」といったことを行政側が発信する施策を展開することで、障がいのある人に対する差別の解消をさらに推進していくことができるのではないかと考えています。

(草野委員)

そういうことを告知した方が、障がいのある人も行きやすいとか、理解があるところで安心だとか、そういうところへの財政的措置ですか。わかりました。ありがとうございました。

(事務局)

正にご意見のように、他団体の施策としてはこのようになっておりますが、芦屋市としてはどのような取組ができるか考えてまいりたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

(木下会長)

何かご意見ございませんか。

(齋藤委員)

日本の場合、自動車工場が浜松とか名古屋に結構多いですね。そこにはブラジルの人とかアジアの人がたくさんいらっしゃいます。彼らが持っていたのは正しくそのコミュニケーションカードなんです。絵と母国語と日本語が書いてあります。お店の人も本人も町中で持っておられます。そうすることで言語のバリアについてもうまく対応されています。会話もできるので社会参加ができます。その一つのツールとして、コミュニケーションができないからこういうものを作ればいいと。一方では、本当はその他にもいじめだとか差別だとか表に上がってこない問題がたくさんあるとは思いますが、そういうことも含めて検討していかなければならないかなと思います。

(草野委員)

助成を受ける側として、もったいないなと思ったのです。他にもっといい使途がないかなと思いました。サービス提供側の財源というのは理解できますが、もっと有効活用していけばいいのではないかと考えています。

(木下会長)

費用対効果的な考えからすると、明石市が実施しているようなコミュニケーションボードの助成だとか本を作るのが本当に良いのかどうか、これが最善の答えであるかはわからないと思います。スロープだとか手すりをイメージしていましたが、話を聞く中でコミュニケーションボードもありかなと考えました。ですので作業部会を含め、ここでは、財源ありきで話をしておりますが、もしそのような方向で使えるものがあるのであれば具体的なものも検討していけばよいかなと思います。

(杉田委員)

先ほどのコミュニケーションカードですが、知的障がいの方とか精神障がいの方とかコミュニケーションが難しい方用ではないかもしれませんが、そのあたりにポイントがあるように思いました。私は身体障害者当事者の会なのですが、聴覚障がいの方はスマホでメールを打ったり、ラインでコミュニケーションをとられています。15年前からある手段も大切ですが、現代の手段として、ほとんどの方が持っておられるツールも大切だと思います。音声で聞くことができますから、視覚障がいのある人もメールを打ちます。こうして、目が見えない方ともメールでコミュニケーションをとることができます。そういうことを皆さんに知っていただきたいです。新しいカードを作らなくてもスマホで意思疎通ができるということもご承知いただき、スマホのようなデジタルも活用していただきたいと思います。

(木下会長)

財政的なところは現時点で断言できないと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

新しい事業については障害福祉課に限らず市全体で予定している事業を来年度事業の予算要求で挙げさせていただき、精査することになります。もちろんこちらについても条例を制定するに当たり予算措置が必要であると要求しております。現時点においては出来る・出来ないを申し上げるのは大変難しいです。先程のお話の中でスロープを設けるとしても土地がないだとか外観が変わるような大きな工事だとかになりますと、事業者側も難しいと思いますので、まずは理解をしていただく手段のひとつとしてコミュニケーションボードを利用されたのだと思います。内容については財政部局と現在協議中ですので、今後作業部会でお話しいただく中で検討を重ね最終的には良いご報告ができればと考えております。現段階で確定の報告はできません。ご容赦いただきたいと思います。

(木下会長)

予算が付くことで、この協議会もモチベーションが少しでも上がればと思っております。よろしくお願ひします。内容もそうですが、先程ご説明のありました③の内容について何かご意見はありますでしょうか。例えばガイドラインの策定方法ですとか、本日の資料にはありませんが明石市は条例の解説のパンフレットをカラーで作成しておられまして、その中に合理的配慮や差別的取扱いの具体例を書いています。防災に関する事については書かれておりませんでした。ガイドライン的に情報を補足するように具体的な取組内容が書かれています。そういった点では実際条例としてはシンプルなものに規定した方がよいかと思いますが、皆さんの中で「こういうようなものがないのではないか」というようなご意見があれば頂戴したいと思います。実現可能性は分かりませんがいかがでしょうか。

土田委員、医療の現場でこのような配慮があればなどということはありませんでしょうか。

(土田委員)

障がいのある人も当然受診されます。視覚障がいの患者さんもおられます。今回の差別解消法は、事業者側が環境を整理するということになるのかなと思いますが、病院などは既に対応しているのであまり不自由はないと思います。ですので他の例えば飲食店とかそういったところに発信されるものかなと思いました。

(木下会長)

とてもいいご意見でしたので確認をさせていただきたいと思いますが、国が作った差別解消法という法律について、個人を対象にしているのではなく、基本的に何かしらのサービスを継続的に提供しているのが日常的に行われている。これは商工会さんを中心とした一般の商売だけでなく、教育・医療・行政も団体の機関として日々サービスを提供しているところですので同じく「事業者」として対象としています。日々行っている行動の中に知らず知らずのうちに差別をしているということがあるだろうと。それを、認識を変えてもらって事業者側が差別をしない、もしくは申し出があればそこに介入して合理的配慮を行うというようになります。ただし、差別をされたら訴えられたらその事業者さんは直ちに改善しなければならないかというところではなくて、できる範囲でということなのです。経済的な面や人員の問題や実情というのがあるので、全く何もしないということでもないのですが、事業運営上可能な限り実施していきたいという意味合いの法律になります。

(土田委員)

障がいのある人への配慮を、サービスを提供する側がしようという法律なので。なので、そちら側への啓発活動になると思います。ですので医療関係については既に啓発されていると思いますが、全ての医療機関というわけでは当然なくて、多分そう

いう飲食とかそういうところで何とかしてほしいということなのかなと個人的には思いました。

(草野委員)

③についてですが、芦屋で23年商売をしています、街を歩いても日常的に差別を感じることはありません。差別を受けたというのを見たことがないです。事例などもわからないですし、そんなに差別されている問題があるのかと思っています。そういう事例があったとするなら、そこに向けての啓発も必要だと思いますが、どこでそのような問題が発生しているのでしょうか。

(杉田委員)

目が見えない方が歩いていて白杖と呼ばれる杖を蹴られたとか、そういうことはよく聞きます。もちろん芦屋市の方です。また、あるお店で入店拒否をされたという話も聞きます。当事者は胸が潰れるほど辛い思いをしています。また、白杖を持たない視覚障がいのある人もいます。割と若い女性ですが白杖をもてば目が見えないことが分かっけてしまい、ついてこられて怖い思いをしないようにということだそうです。聞けばそういう経験をされておられます。

(草野委員)

芦屋でそのようなことがあったのですか。

(杉田委員)

もちろんです。朝倉委員は知的障がいの相談をされておられますが、知的障がいのある人については、もっと多くの事例があるかもしれません。また、肢体不自由の方はバリアの問題はあると思います。私は直接は知らないですが、話を聞くとどうもそういうことがあるのだなということが分かります。でも、こうしたことは、そもそもの問題ですよ。

(草野委員)

条例ある・なし関係なく、そういうことをする人はしますよね。

(事務局)

昨年、市の障害福祉課に訴えのあったケースですが、スーパーマーケットの入口にショッピングカートが設置されていたのですが、その設置されている場所の一部に点字ブロックが敷かれていました。点字ブロックを敷いている目的は、視覚障がいのある人を店まで誘導するためのものだということで、障害福祉課からスーパーマーケットの店長に説明し、今後置かないようにということをお願いしたことがあります。当然差別の意思はなかったと思いますが、結果として差別になってしまいました。

(草野委員)

そういう話はあるのですね。

(木下委員)

乗車を拒否されたりとか、そういう話はよく聞きますね。

(朝倉委員)

知的障がいの関連では、会話もスムーズではないとか見た目にも特徴がありますので、本人自身も引込み思案になってしまう傾向があります。ですので知的障がいを知ってもらふ取組としていろいろなことをやっています。チラシを作ったり、ホームページを作ったり、災害時の知的障がいのある人の特徴をまとめた冊子を作って配ったりしています。まず何より知ってもらふしかないと思っています。知的障がい以外見上わかりやすいのが、ダウン症の人ですけれどもダウン症でない人の方が圧倒的に多いです。我々の努力としてはまずはわかってもらうということです。

(木下会長)

そういった事例もあるということですね。学校などはいかがでしょう。

(北尾委員)

学校で言うと、日々学習にどのように参加するかということなので、担任がその子に合わせて、何ができて何ができないのかということを考えて個別のプログラムを作成して実践するというのを繰り返しています。他には本人もそうですが保護者の方ともよく連絡を取りますので、ここがうまくいかなければ問題になるのですが、普段は基本的にうまくいっているのではないかと思います。支援には多額の費用が発生する場合がありますので、保護者とよく相談しています。子どものうちは先生や親が見守ってくれていますが、大人になると差別等の困りごとがあった場合どこに相談に行けばいいのか不安だろうと思います。ですので、この条例で不安を払拭できる効果を発揮できるように関わっていきたいと思います。

(木下会長)

北尾委員より「いろんなところで相談を」というお話がありました。協委員や藤川委員、三芳委員など相談を受ける立場として何かご意見ありますか。

(協委員)

高齢者や障がいのある人の虐待の場合は、高齢介護課や障害福祉課が責任主体として介入していくこととなりますが、日々の悩みはそれぞれの相談窓口で受けております。ですが、日々の差別案件となるとどこに相談にいったらどうやって解決するのかであるとか、障害福祉課が全て把握できるのかとかそのあたり解決の仕方とか相談にあたる人がどのように報告していくのかとかそういう点も考えておかなければならないと思います。全国的にも事例が少ないので、今後のためにも仕組みを作っておく必要はあるのかなと思います。

(藤川委員)

労働関係でいいますと、合理的配慮義務については年々事業所においても理解が広がっていると実感しています。その中で法定雇用率というのがあり、企業も障がい者

雇用をしながら合理的配慮を提供していかなければならないという環境において、雇用を促進しているのが実態です。こういった差別事例など実際に芦屋市でこういったことが起きているのかということをもう少しアンケートなりで突き詰めて調べたうえで対策をとった方がいいのではないかと思います。現時点では確証が持てないと思いますので。何か資料というかもう少し調べたうえで具体的な対策を取った方がいいのではないかと思います。

(協委員)

虐待もそうなのですが、虐待という名称に抵抗があってなかなか通報が上がらないため、芦屋市では「MAYBEシート」という名称にして、できるだけハードルを下げました。この差別も結構日本語の響きとして厳しいものを感じるので、どこまでを差別といい、どこからが我儘・苦情というのか、その線引きが難しいと思います。ですが差別事案に関しても、判断に迷うことなく通報しやすいようにハードルを下げる取組が必要であると思います。

(三芳委員)

日頃から、障害福祉サービスの調整ですとか生活に関わる相談を受けておりますが、このような制度ができたとしても、現状はなかなか相談員自身がそこまで意識できているかと思います。障がいのある人から相談を受けていても、これが差別であるという気付きが未だ持っていないと思います。そういった状況で明石市のようにパンフレットやガイドラインを作る中で相談を受けたときにはどのように次へ繋ぐべきなのかという点においても作成しなければいけないというのが1点と、合理的配慮という言葉自体は知っていますが、なかなかイメージを未だ持っていないのが現状です。ハード面は理解しやすいのですが、発達障がい、知的障がいの人への合理的配慮のイメージというのもチラシやパンフで盛り込んでいった方が相談員に対して普及しやすいと思います。

(木下会長)

皆さんから御意見を頂戴しましたが、この場をもってこうしようという風に決めることはできませんので、ある程度皆さんのご意見を反映させながら、作業部会の方で具体的に内容を押し込んでいければと思っております。今までの内容で追加のご意見等はありませんか。

(事務局)

平成28年の4月1日に障害者差別解消法が施行されたときに芦屋市では8月にアンケートを実施しました。こういった取組も積み重ねの一つだと考えておりますので、この結果も用いて検討していきたいと思っております。たくさんの方の相談に対して様々な窓口があるわけですが、障がい者団体さんは自身の団体の障がいのある人の相談事をよく受けてらっしゃると思いますので、そちらの相談員としての事例についてもツールの

一つであると思います。市や権利擁護の窓口の敷居が高いと思われている方についても貴重な窓口だと思いますので、団体さんとも今後とも協力をしながら進めてまいりたいと思っております。

(木下会長)

次に参ります。この協議会はこれまで年2回の開催でしたので具体的何かを決めるというのは難しいと思います。ですので作業部会を立ち上げさせていただいております。こちらの作業部会についてご説明をお願いします。

(2) 作業部会について

事務局より、作業部会（差別解消プロモーションチーム）名簿について説明。

(木下会長)

今説明ありました通り、委員の皆様については月1回程度の開催を予定しておりますのでよろしく願いいたします。作業部会の委員について提案ありましたがご承認いただけますでしょうか。

《異議なしで承認される》

(木下会長)

ありがとうございました。ではこの作業部会については本日付で発足し、また事務局より招集があるかと思えます。ご協力よろしく願いいたします。

(朝倉委員)

この条例案ですが、改正についての条文は設けていましたか。何年に1度は見直すとか。法律が変われば見直すことになるのですが、それ以外に芦屋市の状況が変わった時や付け足すべき事象が起こった時にそれがあればいいのですが。

(事務局)

素案の段階では設けておりません。

(朝倉委員)

条例なので議会に提案しなければいけないと思いますが、難しいですね。

(事務局)

条例なので、大括りのことを決めておいて、細かい点を基本方針などに落としていきたいと考えております。それでも条例を改正する必要があるれば改正案を提案させていただきます。

(朝倉委員)

先程、防災に関する合理的配慮といった話もありましたが、他にもそういった項目

があったかなと思っていたのですが。

(事務局)

仰るように、防災や教育など様々な観点があります。それをどこまで入れるのか、または入れないで基本方針で対応するのか、こうした点も作業部会で検討できればと思っています。

(朝倉委員)

育成会では選挙に関する合理的配慮について意見がありました。選挙の時に誰に入れたらいいのかわからない。これもなんとかならないかと。答えがないのは分かっていますが。

(杉田委員)

視覚障がいのある人からも同じご意見がありました。

(木下会長)

世間的に機運が高まり条例を変えなければならなくなった時になったら、どのような手続になっていくのでしょうか。

(安達委員)

社会的な情勢ですとか大きな事件とかそういうことが起こるような状況になれば、当然条例改正を行うと思います。当局提案もありますが議員立法もあります。また、選挙について条例で謡うことについては、公職選挙法等の関係もあり、定めることはできないと思います。

(森川副会長)

公職選挙法で定めていることを条例で定めることは難しいと思います。これは感想ですが、今日配られているA3資料（障がい者差別解消条例（先例市の状況一覧））にある仙台市の第13条に政策形成過程への参画の推進とあり、こういった合理的配慮の方法もあるのだなと感心しました。改正の関係では明石市の条例では附則で「条例の施行後3年を経過時点において条例の施行の状況に検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて将来の見直しを行うものとする」と設けられています。最初の条例の段階で、こういった形で附則に設けるというのも方法の一つかと思っています。

(木下会長)

よろしいでしょうか。作業部会については条例作成について進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。ではその他のところになりますが、事務局から何かありますか。

(事務局)

12月開催以外特にございませぬ。

(木下会長)

齋藤委員よりご報告があるとのことですのでよろしくお願い申し上げます。

(齋藤委員)

差別解消に関する話題でしたので、皆さんに考えていただければと思い突然ですが用意させていただきました。4ページありまして主旨は3つあります。最近精神障がいのある人が関わる事件が川崎市でありましたが、実際の数字で見るとどうなのか、まとめた資料があります。精神障がいや一部の知的障がいのある人が多くの事件に関係しているような報道がありますがそのようなことはないというのをこの資料を用いて、家族会などで説明し、安心してもらっています。それから障がいの「がい」の表記についてです。障がいの「害」の字は害虫とかのイメージがあり嫌だと、障がいがあって困っているのは本人であると。社会的障がいあるということを示しているのは、この「碍」の字であると文化庁国語課の課長に一年ぐらい前に手紙を送ったのですがその手紙をお配りしています。最後に差別に一番の絡みがあるのが「いじめ」だと思います。いじめの実態というのは、実は調べたら無かったとか、第三者委員会を立ち上げたが結果として何も出なかったとかよくありますよね。実態を把握するのは非常に難しいと思います。教育委員会がどれだけ頑張っても事後では何も出てこないと思っています。担任の先生に問うても自分が責任を問われるので何も出てこないですよ。差別についても事前に取り組まなければ悲惨な結果になると思ひまして本日資料をお配りさせていただきました。最初の2ページを簡単に説明させていただきますと、警察庁の統計で精神障がいのある人による刑法犯による検挙人数を示しています。犯罪類型ごとに総数と精神障がい者等という括りで記載されています。検挙人員総数が215,003人とあり、そのうち精神障がい者等が3,260人、その内訳として精神障がい者が2,002人、精神障がいの疑いのある者に1,258人とあります。検挙人員総数215,003人に占める精神障がい者等が3,260人ですので、割合で言うと1.5%です。逆に言えば精神障がい者等でない人の割合が98.5%であり、決して多い割合ではないということがわかります。次に犯罪発生率で言うと犯罪検挙人数500,600人のうち2016年精神知的障がい者合計数は3,260人で、割合で申しますと0.07%であります。また、人口に占める犯罪発生率でいうとは日本の総人口1億2,182万人に対して、非精神知的障がい者による検挙人員数211,743人の割合は0.17%であり、健常者の人でも犯罪は起こしており、比較しても精神障がいのある人の割合の方が低いことがわかります。障がいがあるから犯罪を起こしやすいということはないということです。差別解消ということで3ページに書いてありますとおり障がいの「碍」の字についてご紹介いたします。森鷗外などでもこの「碍」の字を使っており、非常に生きづらさを感じている障がいのあるひとの「がい」の字を「碍」にしてほしいと訴えております。別紙のとおり文化庁に要望し、その後マスコミで御承知のこととなり、宝塚市において採用

されたところです。最後に新聞の切り抜きで8月上旬の記事だったと思います。3か月以内にいじめを受けた生徒児童の割合です。このような数字の実態があり、潜伏しているということがわかると思います。ここにあるいじめの数値は、日本従来の考え方による「児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を基準としていましたが、最近では欧米の被害者の主観に加えお互いの関係性や加害者の意図、被害の頻度を重視するようになってきています。物事が起こって第三者委員会などを開いても手遅れで問題解決にはならないということです。差別の問題も同じで、何が差別になるのか判断基準に迷うところでもあります。しかしながら難しいから手を付けないというのではなく、難しければ簡単に、優しいことを深く追求していくことが大切です。できることはどんどんしていく中で少しずつ変わっていくことが取組を行う上で大切なことだと思います。それと具体的な数値目標が必要です。障がい者雇用で何人雇用達成できたとかの数値目標もちろん大切ですが、1人のマンパワーとしてカウントできなくても、お手伝いとしての1人未満であっても評価をするなど、当人の自活力を高めるとかいう視点にたつような社会に変えていかなければいけないと思います。他にも朝倉委員から提案がありましたように交流の場を設けるだとかについても積極的な数値目標を設定していただきたい。普及啓発が大きな目標であると思いますが、それを支える具体的な数値目標を設定する、できなくてもいいんです。数値を掲げ、達成できなければできない原因を探ることが大切です。一生懸命取り組んでもできないのであればそれでいいのです。具合的な数字を掲げなければ緩んだふんどしのような議論にしかならないということを危惧しています。お時間頂きありがとうございました。

(木下会長)

ありがとうございました。大切な観点だと思います。ご提案ありがとうございました。具体的な数値目標というのは実は条例を作りたい理由の一つでもありまして、条例を作ると計画に反映させなければなりません。市の方で条例に関する行動目標値というものをまた考えていただけるものと思います。

(森川副会長)

皆さん本日はありがとうございました。これから条例の検討を作業部会で検討していただくこととなります。財政的な措置については協議中ということでありましたが、協議会の意見としては財政的な措置については肯定的であったと思いますので、その点は汲み取っていただいて実現できればと思います。作業部会に選ばれた委員におかれましてはご苦勞をおかけするかとは思いますがご協力をよろしくお願いいたします。本日は大変活発なご議論いただきましてありがとうございました。

(木下会長)

これをもちまして、本日は閉会といたします。ありがとうございました。

以 上